

3 水管第 1581 号
令和 3 年 9 月 17 日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 赤羽 一嘉

特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する都道府県別
漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 366 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

(別紙)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和二年十二月一日農林水産省告示第二千三百二十四号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三年管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>総 出 産</p>	<p>総 出 産</p>																																
<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p>	<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p>																																
<p>第一 (略)</p> <p>第二 まあじ (略)</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p>(単位…トン)</p> <table border="1" data-bbox="550 257 750 1075"> <tr><td>都 道 府 県</td><td>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>21,200</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>4,800</td></tr> </table> <p>三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p>(単位…トン)</p> <table border="1" data-bbox="231 257 359 1075"> <tr><td>大臣管理区分</td><td>大臣管理漁獲可能量</td></tr> <tr><td>大中型まき網漁業</td><td>42,900</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	(略)	(略)	長崎県	21,200	(略)	(略)	鹿児島県	4,800	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	大中型まき網漁業	42,900	(略)	(略)	<p>第一 (略)</p> <p>第二 まあじ (略)</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p>(単位…トン)</p> <table border="1" data-bbox="550 1176 750 1993"> <tr><td>都 道 府 県</td><td>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>18,200</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>2,800</td></tr> </table> <p>三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p>(単位…トン)</p> <table border="1" data-bbox="231 1176 359 1993"> <tr><td>大臣管理区分</td><td>大臣管理漁獲可能量</td></tr> <tr><td>大中型まき網漁業</td><td>41,900</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	(略)	(略)	長崎県	18,200	(略)	(略)	鹿児島県	2,800	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	大中型まき網漁業	41,900	(略)	(略)
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																																
(略)	(略)																																
長崎県	21,200																																
(略)	(略)																																
鹿児島県	4,800																																
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量																																
大中型まき網漁業	42,900																																
(略)	(略)																																
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																																
(略)	(略)																																
長崎県	18,200																																
(略)	(略)																																
鹿児島県	2,800																																
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量																																
大中型まき網漁業	41,900																																
(略)	(略)																																

第三	まいわし太平洋系群	第三	まいわし太平洋系群
一	(略)	一	(略)
二	都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二	都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
	(単位…トン)		(単位…トン)
	都道府県	都道府県	都道府県別漁獲可能量
	(略)	(略)	(略)
	岩手県	岩手県	19,400
	(略)	(略)	(略)
	宮崎県	宮崎県	14,000
三	(略)	三	(略)
第四	(略)	第四	(略)

まあじ及びまいわし太平洋系群における国の留保からの配分（案）について

令和 3 年 9 月
水 産 庁

1 背景

まあじ及びまいわし太平洋系群については、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性などを勘案して、それぞれ国の留保を定めているところ。

現在の国の留保の残量（まあじ：37,700 トン、まいわし太平洋系群：207,800 トン）及び令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月から 12 月）の残り期間を踏まえ、年間漁獲予測量（2 の※参照）に基づく留保からの配分についての検討結果に基づき、下記 2 のように配分することとしたい。

なお、まいわし対馬暖流系群については、国の留保の残量が 4,400 トンと少ないこと、また、配分を受ける者の間での合意に基づく留保からの配分が可能となっていることから、年間漁獲予測量の計算による追加配分を行うことは適切でないと判断し、今回の追加配分は行わないこととする。

2 数量変更の内容

7 月までの漁獲実績及び 8 月から 12 月までの過去の漁獲実績に基づき、年間の漁獲量を予測したところ、下記の都道府県及び大臣管理区分において、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量（以下「配分数量」という。）が不足する見込み（※）であることから、不足分を国の留保から追加配分し、配分数量を下記表のとおり変更することとしたい。

特定水産資源	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
まあじ	長崎県	18,200 トン	21,200 トン	3,000 トン
	鹿児島県	2,800 トン	4,800 トン	2,000 トン
	大中型まき網漁業	41,900 トン	42,900 トン	1,000 トン
	国の留保	37,700 トン	31,700 トン	-6,000 トン
まいわし太平洋系群	岩手県	19,400 トン	23,400 トン	4,000 トン
	宮崎県	14,000 トン	22,000 トン	8,000 トン
	国の留保	207,800 トン	195,800 トン	-12,000 トン

※ 配分数量の不足の計算方法

年間漁獲予測量（下記（1）～（2）の合計値）と現在の配分数量との差とし、千トン未満切り上げとする。

（1）1 月～7 月：令和 3 管理年度の漁獲実績

（2）8 月～12 月：過去 5 年（平成 28～令和 2 年）の月別漁獲実績のうち最大漁獲月

（以 上）